

〔四〕 文部省で教科書調査官のころ

時野谷滋主任の公私両立

伊勢では、青々塾を出てから内宮の赤福本店近くに下宿した、ついで外宮近くの狭い借家で新婚生活を始め、式年遷宮直前の昭和四十八年（1973）五月、待望の長女に恵まれた。大学でも、助手三年・講師三年を経て助教授に昇任され、万事順調に進みつゝあつた。

ところが、九年目の秋、文部省の教科書調査官であり、むしろ卒業論文以来学恩を蒙つていた時野谷^{ときの}滋^{やしげ}博士から、翌五十年春に定年退職される村尾次郎調査官の後任を強く要請された。岐阜の自宅を絶対に離れたくないという母のことが心配で、かなり悩んだけれども、しばらく武者修行に出るつもりで引き受けた。

この時野谷先生は、一方で社会科の主任調査官として公務に精励され、また他方で律令制度（主に封禄制度）の研究も着実に継続しておられた。前者は極めて忙しく、とりわけ主任は難しい家永教科書裁判などにも対処しなければならぬ。それを十分こなしながら、週五日、

下館しもだての旧名主なめし（庄屋）宅より往復四時間以上かけて通勤する途中で、多様な史料と先行の論著を丹念に読み、週末に論文を書き続け、そのうえ地元で氏子総代や檀家総代なども務めておられた。まさに公と私を見事両立される仕事ぶりに、いつも敬服するほかなかった。

教科書原稿の調査と筆禍事件

文部省（文部科学省）の初等中等教育局には、小・中・高の各教科と学校現場を指導する「教科調査官」と、小・中・高の教科書検定のみに関わる「教科書調査官」が置かれている。私の所属は、後者の社会科で、主に日本史を担当した。しかし、社会科は、小学校の初級段階から、中学校の歴史・地理・公民三分野も、高校の日本史・世界史・地理・公民・現代社会まで、全員が全社の原稿（白表紙本、毎年数十冊）を調査しなければならない。そのため、一々の典拠を確認したり編著者とやりとりするうちに、日本の全時代史も、また社会科全般の知見も一通り習得し、活用することができるようになった。

ただ、着任初年度の昭和五十年暮、十月の両陛下アメリカ御訪問に関連して、ある新聞に「天皇は君主か否か」と題する評論を書いた。すると、まもなく日教組新聞や日本共産党の赤旗が、私を『皇国史観』の信奉者と決めつけて徹底的に批判し、参議院の文教委員会でも

追及するに及んだ。それゆえ在任中は、研究論文以外、実名原稿を差し控えた。

律令研究会と国士館大学への出講

この思いがけない筆禍事件を通じて、教科書調査官のような国家公務員は、表現の自由が著しく制約されることを痛感した。しかし研究の自由まで制限されるようなことはない。

そこで、時野谷主任を見倣い、公務の合間（年数回の超繁忙期間以外）を利用して、首都圏にある古文庫や専門図書館などを訪ね、また研究会などにも出かけた。

その一つが、瀧川政次郎博士の主催されていた「律令研究会」の月例会である。これは、國學院大学の日本文化研究所で開かれ、おもに坂本太郎博士の正確な訓読と、瀧川博士の該博な注釈とを拝聴することのできる、最高レベルの研究会であった。

もう一つは、国士館大学文学部への出講である。その国史学科におられた東大名誉教授の藤木邦彦先生から依頼され、非常勤講師として、文化庁の山本信吉文化財調査官が持つておられたニコマ（講義と演習）を受け継いだ。

すると、そこへ訪ねてきた大学院生の木本好信氏（駒沢大学）と小山田和夫氏（立正大学）が、一緒に何か史料を読もうという。そこで、律令研究会幹事の嵐義人氏（国大日文研）も

加え、四人で協力して始めたのが、後述の「國書逸文研究会」にほかならない。

『日本の年号』と「元号法」成立

文部省在任中、公務以外で強い関心を寄せ、微力を尽くしたのが「元号」問題である。前述のとおり、卒業論文で三善清行をテーマとした私は、彼の意見に基づき行われた「延喜」改元（901）だけでなく、二百五十近い年号の改元事情を調べてきた。

一方、戦後明文上の法的根拠を失った年号Ⅱ元号の永続には、新しく法律を作る必要があり、当時それをめぐり賛否両論が激しくなっていた。そこで、昭和五十二年（1977）早々、拙著『日本の年号』（雄山閣カルチャーブックス）を出版した。そのためか、翌五十三年、政府で「元号法」案を国会へ出すに先立ち、関係省庁から人を集めて作ったチームに、教科書記述との関連で私も呼ばれ、歴史家としての意見を述べることができた。

その法案は、野党の反対で容易に進まず、福田赳夫内閣から大平正芳内閣へと引き継がれ、やつと翌五十四年六月、両院で可決された。これによって、「元号は、皇位の継承があつた場合に限り改める」が、その「元号は、政令で定める」、つまり一世一元制の公的継承が可能になつたのである。

家永教科書裁判に対する国側証人

戦後の教科書検定制度は、日本国憲法などに基づき、思想・学問・表現などの自由を尊重しながら、公教育の機会均等・不偏不党などに適切な配慮をする。そのため、著者（研究者や現場の教育者）が執筆し民間会社で作成した原稿本（著者名・会社名のわからない白表紙本）を文部省で調査検討し、誤りや偏りがあれば不合格にしたり修正を求める。

しかし、執筆内容に自信の強い著者側では、文部省の指摘を不快に感じ不当と思ひ易い。特に家永三郎博士は、検定制度自体を違憲と考え、教科書検定審議会の決定を違法として、昭和四十年代から裁判に訴えてきた。

その裁判対策は、前述の時野谷主任が一手に担当された。ただ私も、退官後の同六十年前後、東京高等裁判所から国側証人を依頼され、数回に亘り検定措置の妥当性を証言し、原告側の弁護人らと対峙したことがある。

これらの経験を通して、研究と教育、その独自性と公共性を関係づけ調和させることは、確かに難しいと感じた。しかも、それを検定教科書で具体化するには、未来の国民を育成するという共有可能な基本理念のもと、編著者と文部省の双方で可能な限り協力するほかない。